

動物の愛護及び管理に 関する法律のあらまし

平成24年改正版





目次

1	動物の愛護及び管理に関する法律とは	3
2	飼い主に守ってほしい7か条	8
3	みだりな殺傷、虐待や遺棄の禁止	10
4	動物取扱業の規制	12
5	実験動物や産業動物の飼養及び保管	17
6	特定動物の飼養の規制	18

人と動物のよりよい関係をめざして

動物は、私たちの生活を様々なかたちで豊かにしてくれる、人間にとってかけがえのない存在です。しかし、一部では、動物の虐待や遺棄、悪質な業者による販売、動物愛護団体の不適切な飼養、多頭飼育による崩壊などが見受けられ、社会問題になっています。また、マナーの悪い飼い主が問題となつており、鳴き声・悪臭など近隣への迷惑や、動物による傷害事件なども依然として発生しています。さらに、災害時における飼養動物との同行避難といった災害への備えにも関心が高まっています。

このような状況を踏まえ、動物の愛護及び適正な管理のより一層の推進を図るために、平成24年9月、「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、平成25年9月1日から施行されました。

動物の愛護及び管理に関する法律のあゆみ

- 昭和48年 「動物の保護及び管理に関する法律」制定
- 平成11年 「動物の愛護及び管理に関する法律」に名称変更
動物取扱業の規制、飼い主責任の徹底、虐待や遺棄にかかる罰則の適用動物の拡大、罰則の強化など大幅に改正
- 平成17年 一部改正（動物取扱業の規制強化、実験動物への配慮、特定動物の飼養規制の一法律化、罰則の強化など）
- 平成24年 一部改正（終生飼養の明文化、動物取扱業の規制強化、罰則の強化など）

1

動物の愛護及び管理 に関する法律とは

1 目的

人と動物の共生する社会

動物の愛護

動物の虐待や遺棄の防止
動物の適正な取扱い
動物の健康や安全の保持

動物の管理

動物による危害の防止
生活環境保全上の支障の防止
人への迷惑の防止

この法律は、**人と動物の共生する社会の実現を図ること**を目的としています。動物の虐待や遺棄を防ぎ、動物の適正な取扱いや動物の健康と安全を守ることを通じて、命を大切にする心豊かで平和な社会を築くとともに、動物をただかわいがるだけでなく正しく飼養し、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害や、騒音や悪臭など生活環境の保全上の支障を防止することを目指しています。



2 概要

(1) 基本原則

全ての人は、「命あるもの」である動物をみだりに殺傷したり苦しめることのないようにするだけでなく、人と動物が共生していくように、動物の習性をよく知り、適正に取り扱うようにしなければなりません。また、動物を取り扱う場合には、動物の種類や健康状態等に合わせて適切に餌や水を与え、必要な健康管理を行い、動物の種類や習性等に応じた環境の確保を行わなくてはなりません。

(2) 動物の飼い主の責任

動物の飼い主は、「命あるもの」である動物の所有者として、動物を愛護し適切に管理する責任があります。動物の種類や習性などに応じて適正に飼養し、動物の健康と安全を守るとともに、動物が人に危害を加えたり、鳴き声や悪臭などで周囲に迷惑を及ぼすことがないように努めなくてはなりません。

また、動物の飼い主は、できる限りその動物が命を終えるまで適切に飼養すること(終生飼養)とし、むやみに繁殖させることのないように不妊去勢手術などをすること、動物同士や動物から人にうつる病気(感染症)の知識を持ち、予防に注意を払うこと、動物が自分の所有であることを明らかにするために、マイクロチップや迷子札などの標識をつけることに努めなくてはなりません。

近年では、飼養放棄された猫が原因で多くの子猫が殺処分されています。不幸な命を増やさないためにも、飼い主は最後まで責任をもって飼うことが必要です。

⇒詳しくは p8「2 飼い主に守ってほしい7か条」

(3) 動物を適正に取り扱うガイドライン

人の管理下にある動物(哺乳類、鳥類、爬虫類)を4つに分類し、それについて、適正に動物を取り扱うためのガイドラインが定められています。

家庭動物	家庭や学校などで飼われている動物 「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」
展示動物	展示やふれあいのために飼われている動物(動物園、ふれあい施設、ペットショップ、ブリーダー、動物プロダクションなど) 「展示動物の飼養及び保管に関する基準」
実験動物	科学的目的のために研究施設などで飼われている動物 「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」
産業動物	牛や鶏など産業利用のために飼われている動物 「産業動物の飼養及び保管に関する基準」

また、動物の飼い主(所有者)は飼っている動物にマイクロチップや迷子札などを付けて所有者を明らかにすること、動物を殺す場合にはできる限りその動物に苦痛を与えない方法で行うことなどのガイドラインも定められています。

「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置」
「動物の殺処分方法に関する指針」

(4) 周辺の生活環境の保全と多頭飼育による動物虐待の防止

きちんと管理できる数を超える動物を飼うことによって、騒音や悪臭、動物の毛の飛散、衛生害虫の発生などで周辺の生活環境が損なわれている場合や、動物が衰弱するなどの虐待を受けるおそれがある場合には、都道府県知事等が飼い主等に対し、改善の勧告や命令を行います。



(5) 動物取扱業の規制

ペットショップやペットホテルなど営利性がある業は**第一種動物取扱業**、動物保護施設など営利性がない業で、飼養施設を有し、一定頭数以上の動物を取り扱う場合は**第二種動物取扱業**となります。

これらの動物取扱業を行うときは、動物を適正に取り扱うための基準を満たした上で、都道府県知事等に登録や届出をしなくてはなりません。都道府県等の動物愛護担当職員は立入検査を行い、施設や動物の取扱い方法などに問題がある場合は、都道府県知事等が改善するように勧告や命令を行います。また、悪質な業者には、登録の拒否や取消し、業務の停止命令を行います。

⇒詳しくは p12「4 動物取扱業の規制 1.第一種動物取扱業」
p16「4 動物取扱業の規制 2.第二種動物取扱業」

(6) 危険な動物の飼養規制

人に危害を加える恐れのある動物として国が定めた危険な動物(特定動物)を飼う場合は、都道府県知事等の許可を受けなければなりません。

飼い主は、マイクロチップなどで動物の個体識別ができるようにし、動物が逸走できない構造の施設を設けて適切に管理しなくてはなりません。

⇒詳しくは p18「6 特定動物の飼養の規制」

(7) 犬及び猫の引取りと負傷動物の収容

都道府県等は、犬や猫の所有者などから引取りを求められた場合、引取りを行います。しかし、動物取扱業者から引取りを求められた場合、犬や猫の所有者などから引取りを繰り返し求められた場合、繁殖制限の助言に従わずに子犬や子猫を何度も産ませた場合、犬や猫の病気や高齢を理由とする場合など、終生飼養の原則に反している場合は、引取りを拒否することができます。

道路・公園・広場など公共の場所で病気やけがを負った犬や猫など（負傷動物*）やその死体を発見した人は、所有者が判明しない場合、都道府県等に通報するように努め、都道府県等は負傷動物やその死体の収容を行います。

都道府県等は、引取りなどで収容された犬や猫について、元の飼い主に返したり、飼い主が分からないものは新たな飼い主に譲渡するように努めます。

* 犬猫以外の対象となる負傷動物の種類は都道府県等により異なります。

(8) 動物愛護週間と普及啓発

国や都道府県等は、学校、地域、家庭などへの教育活動、広報活動を通じて、動物の愛護と適正な飼養の普及啓発を行います。また、毎年9月20日から26日を動物愛護週間とし、さまざまな行事が実施されます。



(9) 動物愛護管理基本指針と推進計画

国は「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(動物愛護管理基本指針)を定めています。これは、国の施策の基本的方向性と中長期的な目標を明確にして、計画的で統一的な施策の遂行等を目的としています。

都道府県は基本指針に即し、地域の実情に応じて「動物愛護管理推進計画」を定めます。この推進計画は10年計画として策定されています。

動物愛護管理基本指針（国） ※平成25年改正

[構成]

- 第1) 動物の愛護及び管理の基本的考え方
- 第2) 今後の施策展開の方向
- 第3) 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項
- 第4) 動物愛護管理基本指針の点検及び見直し

[講すべき施策]

- ・都道府県等の犬猫の引取り数について平成35年度までに平成16年度比75%減となる概ね10万頭を目指す
- ・所有者への返還や新たな飼い主への譲渡を進めて殺処分率の更なる減少を図る

動物愛護管理推進計画（都道府県）

[構成]

- 1) 施策の基本的な方針
- 2) 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- 3) 災害時における施策に関する事項
- 4) 必要な体制の整備に関する事項
- 5) 普及啓発に関する事項
- 6) その他必要な事項

(10) 動物愛護推進員と協議会

都道府県知事等は、動物の愛護と適正な飼養を推進するため、地域における動物の愛護の推進に熱意と識見のある者から、動物愛護推進員を委嘱し、その活動を支援するため協議会を組織することができます。

動物愛護推進員は、地域において、飼い主等に動物の適正な飼養の助言、繁殖防止の助言、譲渡のあっせん、国や都道府県等の施策への協力、災害時の動物の避難・保護等に必要な協力などの活動を行います。

(11) 罰則

愛護動物(p10参照)をみだりに殺傷した者、ネグレクトなどの虐待を行った者、遺棄した者、許可を受けないで危険な動物(特定動物)を飼養した者、登録せずに第一種動物取扱業を営んだ者は、罰金や懲役などに処せられます。また、これらを法人の従業者が業務で行ったときは、法人に対しても罰金刑が科せられます。

主な罰則

愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者	2年以下の懲役又は 200万円以下の罰金	p10 参照
愛護動物をみだりに虐待した者	100万円以下の罰金	
愛護動物を遺棄した者	100万円以下の罰金	p18 参照
無許可で特定動物を飼養保管した者	6か月以下の懲役又は 100万円以下の罰金	
無登録で第一種動物取扱業を営んだ者	100万円以下の罰金	p12 参照
無届出で第二種動物取扱業を行った者	30万円以下の罰金	
不適切な多頭飼育者が措置命令に違反した場合	50万円以下の罰金	p5 参照

2

飼い主に守ってほしい7か条

動物を飼うことは、動物の命を預かることです。動物が快適・健康に暮らせるようにし、飼い主には原則として動物の命が終わるまで適切に飼う(終生飼養)とともに、社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにする責任があります。人と動物の共生する社会の実現には、飼い主のモラルとマナーが必要です。

1

動物の習性等を正しく理解し、最期まで責任をもって飼うこと

動物はその種類に応じた生理、生態、習性をもつ、人とは違う生き物です。飼い始める前から正しい飼い方などの知識をもち、動物の種類に応じた適切な飼い方をして、健康と安全に気を配り、動物がその命を終えるまで責任をもって飼いましょう。



2

危害や迷惑の発生を防止すること



排せつ物による悪臭や毛、羽毛などの飛散で近隣の生活環境を悪化させたり、公共の場所を汚さないようにしましょう。また、動物の種類に応じてしつけや訓練をして、人に危害を加えたり、鳴き声などの騒音で近隣に迷惑をかけることのないようにしましょう。

3

災害に備えること

災害時に、飼っている動物の命を真っ先に守ることができるのは飼い主です。飼っている動物用の水・餌等を備蓄するとともに、日頃より動物を伴った避難訓練をしたり、ケージやキャリーバックに慣れさせておくなど、災害時のことを考えた準備をしておきましょう。いざ災害時に避難するときは、一緒に安全に避難(同行避難)するよう心掛けましょう。



4

むやみに数を増やしたり 繁殖させないこと

動物の数をむやみに増やしたり、繁殖させると、一頭一頭を適正に飼えなくなることがあります。動物にかけられる手間、時間、空間には限りがあります。きちんと管理できる数を超えることのないようしましょう。また、毎年何万頭もの子猫や子犬が殺処分されています。生まれてくる全ての命に責任がもてないのであれば、不妊去勢手術などの繁殖制限措置を行いましょう。



5

動物による感染症の知識をもつこと



動物と人の双方に感染する病気(人獣共通感染症・ズーノーシス)について正しい知識を持ち、自分や他の人への感染を防ぎましょう。

6

動物が逃げたり迷子にならない ようにすること

飼っている動物が逃げたり迷子になると、周りの人やその動物が危険にさらされるだけでなく、生態系や農作物へも悪影響を及ぼすことがあります。地震などの災害時も含めた、逸走や迷子防止の対策をとりましょう。



7

所有者を明らかにすること



迷子や災害時に逸走した動物の飼い主の発見を容易にするためや盗難に備えるために、マイクロチップ、迷子札、脚環などの標識をつけましょう。

3

みだりな殺傷、 虐待や遺棄の禁止

全ての人は、「命あるもの」である動物をみだりに殺傷したり苦しめることのないようにしなくてはなりません。さらに、愛護動物*をみだりに虐待したり遺棄する（捨てる）と、犯罪行為として、懲役や罰金に処せられます。

愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者

2年以下の懲役又は
200万円以下の罰金

愛護動物に対し、みだりに餌や水を与えずに衰弱させるなど虐待を行った者

100万円以下の罰金

愛護動物を遺棄した者

100万円以下の罰金

* 愛護動物
とは…

次の①又は②の動物であり、実験動物や産業動物を含みます。

- ① 飼い主の有無にかかわらない全ての「牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと、あひる」
- ② ①以外で人に飼われている「哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物」



1 虐待の禁止

動物虐待＝動物を不必要に苦しめる行為

積極的（意図的）虐待＝やってはいけない行為を行う、行わせる
ネグレクト＝やらなければならない行為をやらない

動物虐待とは、動物を不必要に苦しめる行為のことをいい、正当な理由なく動物を殺したり傷つけたりする積極的な行為だけでなく、必要な世話を怠ったり十分な餌や水を与えないなど、いわゆるネグレクトと呼ばれる行為も含まれます。また、獣医師は、診療の際に、みだりに殺されたり傷つけられた動物や、虐待を受けたと思われる動物を見つけたときは、都道府県等や警察に通報するよう努めなくてはなりません。

積極的(意図的)虐待の例

- ・殴る、蹴る、熱湯をかける、動物を鬪わせるなど、動物がけがを負う又はけがを負う恐れのある行為や暴力を加える
- ・心理的抑圧、恐怖を与える
- ・酷使する

など

ネグレクトの例

- ・世話をしないで放置する
- ・健康管理をしないで放置する
- ・病気を放置する
- ・健康や安全が保てない場所に拘束して衰弱させる
- ・排せつ物の堆積した場所や、他の愛護動物の死体が放置された場所で飼養する

※個々の案件に係る判断は動物及び動物の所有者等の置かれている状況等を考慮して個別に行われます。

人間以外の動物の一生の基本的ニーズ(生理的、環境的、心理的、社会的)は人間と共に通していますが、飼養下あるいは人間によって制限された環境にいる動物たちは、これらのニーズを自身で満たすことができません。これらの状況において、人間ができる限りその動物が苦痛を受けずに生活ができるようにする義務があります。また動物への虐待は、人への犯罪的虐待行為につながる場合があることも指摘されています。

なお、食用にする場合、治る見込みのない病気やけがで動物がひどく苦しんでいる場合など、正当な理由で動物を死に至らせる行為は、みだりな殺傷や虐待ではありませんが、その場合でも、できる限り苦痛を与えない方法をとらなければなりません。

2 遺棄の禁止

命あるものである動物の飼い主の責任には、動物を愛情をもって正しく飼うことだけでなく、最後まできちんと飼うことも含まれます。飼っている動物を遺棄することは、動物を事故などの危険にさらし、飢えや渴きなどの苦痛を与えるばかりでなく、近隣住民にも多大な迷惑を及ぼします。

また、日本の自然界に生息しているなかった外来生物や飼い猫が野外に放たれるなどして野生化し、それによる農林水産業被害や生態系への悪影響も大きな社会問題になっています。



4

動物取扱業の規制

動物取扱業者には「命あるものである動物を取り扱うプロ」としての、より適正で適切な取扱いが求められます。ペットショップやペットホテルなど営利性がある業は第一種動物取扱業、動物保護施設など営利性のない業で、飼養施設を有し、一定頭数以上の動物を取り扱う場合は第二種動物取扱業となります。

1 第一種動物取扱業

(1) 規制を受ける業種

第一種動物取扱業を営む者は、業を始めるに当たって事業所・業種ごとに都道府県知事等の登録を受けなければなりません。規制の対象となるのは、実験動物・産業動物を除く、哺乳類・鳥類・爬虫類の販売・保管・貸出し・訓練・展示、競りあっせん業・譲受飼養業です。インターネットなどを利用した代理販売やペットシッター、出張訓練などのように、飼養施設がない場合も規制の対象になります。

業種	業の内容	該当する業者の例
販売	動物の小売及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業(その取次ぎ又は代理を含む)	○小売業者 ○卸売業者 ○販売目的の繁殖又は輸入を行う業者 ○露天等における販売のための動物の飼養業者 ○飼養施設を持たないインターネット等による通信販売業者
保管	保管を目的に顧客の動物を預かる業	○ペットホテル業者 ○美容業者(動物を預かる場合) ○ペットのシッター
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	○ペットレンタル業者 ○映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者
訓練	顧客の動物を預かり、訓練を行う業	○動物の訓練・調教業者 ○出張訓練業者
展示	動物を見せる業(動物とのふれあいの提供を含む)	○動物園 ○水族館 ○移動動物園 ○動物サーカス ○動物ふれあいテーマパーク ○乗馬施設・アニマルセラピー業者(「ふれあい」を目的とする場合)
競りあっせん業	動物売買をしようとする者のあっせんを、会場を設けて競りの方法により行う業	○動物オークション市場の運営業者
譲受飼養業	有償で動物を譲り受けてその飼養を行う業	○高齢の犬や猫などを世話する「老犬・老猫ホーム」の事業者

(2) 第一種動物取扱業者の義務

① 守るべき基準の遵守

第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を守り、周囲の環境に支障を及ぼさないために、決められた基準を守らなくてはなりません。基準の概要は次のとおりです。都道府県等によっては、地域の事情に応じ条例によって独自の措置が追加されている場合があります。

1 飼養施設等の構造や規模等に関する事項

- 個々の動物に適切な広さや空間の確保
- 給水・給餌器具や遊具など必要な設備の配備

2 飼養施設等の維持管理等に関する事項

- 1日1回以上の清掃の実施
- 動物の逸走防止

3 動物の管理方法等に関する事項

- 幼齢動物の販売等の制限
- 動物の状態の事前確認
- 購入者に対する事前説明
- 適切な飼養又は保管
- 広告の表示規制
- 関係法令に違反した取引の制限

4 全般的事項

- 標識や名札(識別票)の掲示
- 動物取扱責任者の配置

動物取扱責任者
とは…

購入者に正しい動物の飼い方や取扱い方について説明するなど、業務を適正に営むために必要な知識や技術をもつ者です。
事業者は事業所ごとに、専属の動物取扱責任者を、常勤従業者の中から1名以上配置することが義務付けられます。また、事業者は、都道府県等が開催する研修会を年1回以上、動物取扱責任者に受けさせなくてはなりません。

② 感染性の疾病的予防

毎日定期的に動物の健康状態を確認し、獣医師による診察を受け、ワクチン等の接種をして、飼養する動物同士や人に感染性の疾病がまん延しないよう、努めなくてはなりません。

③ 動物を取り扱うことが困難になった場合の譲渡し等

廃業などで業を続けることができなくなった場合、動物の行き先に困らないよう、あらかじめ譲渡先等について検討することが必要です。

④ 販売に際しての現物確認と対面説明

動物は一般の商品とは異なり、その個体ごとに特徴・癖等の個性があり、過去にけがをしていたり、病気に罹患している場合もあります。動物(哺乳類・鳥類・爬虫類)を販売する場合には、あらかじめ、動物を購入しようとする者に対して、その動物の現在の状況を直接見せる(現物確認)とともに、その動物の特徴や適切な飼養方法等18項目について対面により文書等を用いて説明しなくてはなりません(対面説明)。そのため、インターネット上ののみでの取引きはできません。

(3) 犬及び猫の販売をする者（犬猫等販売業者）の義務

第一種動物取扱業のうち犬及び猫の販売をしようとする犬猫等販売業者は、登録にあたり、犬及び猫の繁殖を行うかどうかを申請書に記載し、犬猫等健康安全計画の提出が義務付けられ、犬猫等健康安全計画に従って業務を行わなくてはなりません。

また、飼養する犬及び猫の飼養状況について帳簿に記録し保存して、毎年1回、登録している都道府県知事等に報告しなくてはなりません。

さらに、獣医師と連携して動物の健康と安全を守るとともに、販売が困難になった犬及び猫の終生飼養の確保が義務付けられています。

(4) 子犬・子猫の販売規制

幼齢の動物、特に犬及び猫を生後早い段階で親兄弟から引き離してしまうと、十分な社会化が行われず、成長後に、吠え癖やかみ癖などが生じやすくなり、飼いきれなくなった飼い主から都道府県等への引取り依頼や遺棄が増加する原因にもなります。そのため、生後56日（平成28年8月31日までは45日、それ以降法に定める日までの間は49日）を経過しない犬及び猫の販売並びに販売のための展示・引渡しは禁止されています。

(5) 犬及び猫の展示の規制

販売業者、貸出業者、展示業者による、犬又は猫の午後8時から午前8時までの展示は、犬又は猫を顧客と接触させたり、譲り渡したり、引き渡すことを含めて禁止されています。*

*平成28年5月31日までは、成猫が休息できる場所に自由に移動できる状態で展示する場合（猫カフェ等）は、午後10時までは規制の対象外となります。

(6) 立入検査、罰則など

都道府県等の動物愛護担当職員が必要に応じて立入検査を行い、守るべき基準が守られていない場合や、動物の管理や施設が不適切と認められる場合には、都道府県知事等が改善の勧告や命令を行います。悪質な業者には登録の取消しや業務停止命令が行われることがあります。

主な罰則として、登録せずに営業した場合や改善命令や業務停止命令に従わなかった場合は100万円以下の罰金、登録内容の変更を届け出なかつたり、虚偽の報告をした場合は30万円以下の罰金、犬猫等販売業者が決められた報告をしなかつた場合は20万円以下の罰金などに処せられます。



動物を購入するときにはここをチェック！！ (哺乳類、鳥類、爬虫類を購入する場合)

動物入手する方法はいろいろありますが、ペットショップやブリーダーなどの第一種動物取扱業者から購入するときは、ちゃんとした業者か確認しましょう。

- 標識や名札(識別票)はありますか？

都道府県知事等の登録を受けている業者以外は販売できません。登録を受けた業者は、登録番号などを記した標識を掲示しています。

- 幼すぎる動物は売られていませんか？

離乳前の幼すぎる動物は販売してはいけません。また、生後56日*に満たない犬と猫の展示・販売は禁止されています。



- ケージは十分な広さがあり清潔ですか？

動物が立ったり寝たりするのに十分な空間を確保し、1日1回以上清掃を行わなくてはなりません

- 犬と猫は朝8時から夜8時までの展示をしていますか？

犬と猫の午後8時から午前8時**までの展示や、顧客と接触させたり、引き渡すことは禁止されています。

- 購入する前に対面説明と現物確認はありましたか？

販売者は、販売する前に購入者に対し、動物の状況を直接見せるとともに、動物の健康状態やワクチン接種の有無、飼い方、標準体重・体長など18項目の説明を対面で文書などを用いてしなくてはなりません。

*平成28年8月31日までは45日、それ以降法に定める日までの間は49日

**平成28年5月31日までは、成猫が休息できる場所に自由に移動できる状態で展示する場合(猫カフェ等)は、午後10時までは規制の対象外となります。

2 第二種動物取扱業

(1) 届出の対象

非営利の活動(動物愛護団体の動物保護シェルター、公園等での展示など)であっても、人の住居部分と区分できる飼養施設を持ち、一定頭数以上の動物の取扱い(譲渡・展示・訓練等)をしようとする者は、第二種動物取扱業として、あらかじめ、飼養施設の所在する都道府県知事等への届出が必要です。

対象となる飼養予定頭数

- 馬・牛・ダチョウ等の大型の哺乳類又は鳥類及び特定動物…合計3頭以上
- 犬・猫・うさぎ等の中型の哺乳類・鳥類又は爬虫類…合計10頭以上
- 上記以外の動物(哺乳類・鳥類又は爬虫類)…合計50頭以上

対象となる飼養施設（人の住居部分と区分できる飼養施設）とは

- 専用の飼養施設がある
- 飼養のための人の住居部分と区分された部屋を設ける
- ケージ等により飼養場所が人の住居部分と区分されている

(2) 第二種動物取扱業者の義務、罰則など

飼養する動物の適正な飼養を確保するため、飼養施設に必要な設備を設けるとともに、逸走の防止、清潔な飼養環境の確保、騒音等の防止等が義務付けられます。不適切な場合は、都道府県知事等からの勧告・命令の対象になります。

また、無届出で第二種動物取扱業を行った場合は30万円以下の罰金などに処せられます。



5

実験動物や産業動物の 飼養及び保管

1 実験動物の飼養及び保管

実験動物

教育、試験研究又は生物学的製剤の製造など、科学上の利用に供するために、研究施設等で飼養されている動物

動物を科学上の利用に供することは、科学の進展や技術開発のために必要不可欠といえますが、動物が命あるものであることを考え、動物の生理、生態、習性などに配慮して感謝の念をもって適切に取り扱うように努めなくてはなりません。また、科学上の利用にあたっては、できる限り動物を使わない方法にすること、利用される動物の数を少なくすること、できる限り動物に苦痛を与えない方法で行うことに配慮することとされています。

なお、動物実験の実施に関するガイドラインは、動物実験の適正化を図る観点で、文部科学省、厚生労働省、農林水産省によって策定されています。

3Rの原則

国際的に普及・定着している実験動物及び動物実験の取扱い基本理念です。代替法の活用(Replacement)、使用数の削減(Reduction)、動物の苦痛の軽減(Refinement)のことをいいます。

2 産業動物の飼養及び保管

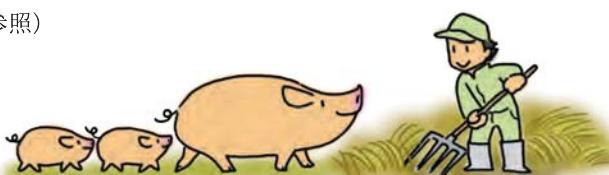
産業動物

畜産など産業等の利用に供するために飼養されている動物

食肉や皮革などの畜産製品の生産のために、産業動物は利用されていますが、産業動物の所有者等は、動物種ごとの生理、生態、習性に応じて適正に取り扱い、動物の健康と安全を守るように努めなくてはなりません。また、悪臭、衛生害虫の発生などで周辺に迷惑を及ぼさないように努めなくてはなりません。

3 虐待や遺棄の禁止

実験動物や産業動物に対する虐待や遺棄についても、罰則を伴う禁止行為となっています。(p10参照)



6

特定動物の飼養の規制

人に危害を加える恐れのある危険な動物（特定動物）を飼養する場合には、あらかじめ動物種・飼養施設ごとに都道府県知事等の許可が必要です。許可を受けるには、特定動物の種類ごとの基準を満たした施設があるとともに、飼えなくなった時の譲渡先を探すなどの措置を決めておかなくてはなりません。また、飼養施設の構造や保管方法についての基準を守らなくてはなりません。危険な動物が万一逃げ出すると、人の生命、身体及び財産、また周辺の生活環境に重大な被害を及ぼします。特定動物の飼い主には、よりいっそうの責任と適正な取扱いが求められます。

1 特定動物の種類

トラ、ワシ、ワニ、マムシなど、哺乳類、鳥類、爬虫類の約650種が対象となります。なお、特定外来生物法^{*}で飼養が規制される動物は特定動物から除外されます。

*特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

2 守るべき基準

守るべき基準の概要は、次の通りです。

1 飼養施設の構造や規模に関する事項

- 一定の基準を満たした「おり型施設など」での飼養保管
- 逸走を防止できる構造及び強度の確保

2 飼養施設の管理方法に関する事項

- 定期的な施設の点検の実施
- 第三者の接触の防止措置
- 特定動物を飼養している旨の標識の掲示

3 動物の管理方法等に関する事項

- 施設外飼養の禁止
- マイクロチップ等による個体識別措置（鳥類は足環でも可能）

3 罰則など

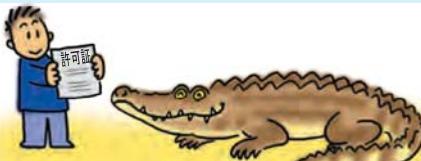
施設の構造や管理の方法が不適切など、守るべき基準が守られていない場合は、許可が取り消されます。また、無許可で特定動物を飼養したり、許可なく飼養施設を移動したり構造を変更した場合には、個人の場合は6か月以下の懲役又は100万円以下の罰金、法人の場合は5,000万円以下の罰金に処せられます。

特定動物のリスト

※政令では属名、種名は学名と和名(あるもの)とが併記されています。

霊長目	
アテリダエ科	ホエザル属全種 クモザル属全種 ウーリークモザル属全種 ウーリーモンキー属全種 ヘンディーウーリーモンキー
おながざる科	マンガベイ属全種 オナガザル属全種 クロロケブス属全種 コロブス属全種 バタスモンキー ロフォケブス属全種 マカク属全種 マンドリル属全種 テングザル ヒビ属全種 アカロブス属全種 リーフモンキー属全種 オリーフコロブス ドゥクモンキー属全種 リノピテクス属全種 センノピテクス属全種
てながざる科 ひと科	メンタウエーゴバナテングザル ゲラハヒ トライキュピテクス属全種 てながざる科全種 ゴリラ属全種 チンパンジー属全種 オランウータン属全種
哺乳綱	
食肉目	
いぬ科	ヨコスジジャッカル キンイロジャッカル コヨーテ オオカミのうちデンギ及びカニス・ルブス・ファミリアリス(犬)以外のもの セグロジャッカル アビシニアジャッカル タテガミオオカミ ドール リカオン
くま科	くま科全種
ハイエナ科	ハイエナ科全種
ねこ科	チーター カラカル アジアゴールデンキャット ジャングルキャット オセロット サーバル オオヤマネコ属全種 ウンビョウ ヒョウ属全種 スナドリネコ アフリカゴールデンキャット ピューマ属全種 ユキヒョウ
長鼻目	
ぞう科	ぞう科全種
奇蹄目	
さい科	さい科全種
偶蹄目	
かば科	かば科全種
きりん科	キリン
うし科	バイソン属全種 アフリカスイギュウ
ひくいどり目	
ひくいどり科	ひくいどり科全種
鳥綱	
コンドル科	カリフォルニアコンドル トキイロコンドル コンドル
たか科	クロハゲワシ オナガイヌワシ イヌワシ ボネリークマタカ ソウゲンワシ モモジロクマタカ コシジロイヌワシ ヒゲワシ コシジロハゲワシ マダラハゲワシ オジロワシ ハクトウワシ オオワシ サンショクウミワシ オウギワシ ハバオウギワシ ヒメオウギワシ クマタカ フィリピンワシ ゴマバラワシ カンムリクマタカ ミミヒダハゲワシ
かめ目	
かみつきがめ科	かみつきがめ科全種
とかげ目	
どくとかげ科	どくとかげ科全種
おおとかげ科	コモドオオトカゲ ハナブトオオトカゲ
にしきへび科	アメジストニシキヘビ オーストラリアヤブニシキヘビ インドニシキヘビ アミメニシキヘビ アフリカニシキヘビ
ボア科	ボアコンストリクター オオアナコンダ
なみへび科	ブームスラング属全種 ヤマカガシ属全種 タキュメニス属全種 アフリカツルヘビ属全種
コブラ科	コブラ科全種
くさりへび科	くさりへび科全種
わに目	
アリゲーター科	アリゲーター科全種
クロコダイル科	クロコダイル科全種
ガビアル科	ガビアル科全種

※特定外来生物に指定されて
いるものは除外されます。



発行：

**環境省自然環境局総務課
動物愛護管理室**

所在地：〒100-8975
東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2
<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/>

編集・デザイン：つしまみかこ

平成 26 年 3 月発行

平成 27 年 3 月改訂

○お問い合わせやご相談は、お近くの都道府県、政令市、中核市等の担当窓口へ